



平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社モリタホールディングス
代表者名 代表取締役社長 尾形 和美
(コード番号 6455)
問合せ先 執行役員 管理サービス本部長 金岡 真一
(TEL 06-6208-1915)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 83 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 代表取締役の機能と責任の明確化を図るため、取締役会において代表取締役の中から最高経営責任者（CEO）を選定することができる旨を追加するものであります。
- (2) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することを可能とする旨の規定を追加（変更案第 20 条第 1 項及び変更案第 29 条第 1 項）するものであります。
また、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を追加（変更案第 20 条第 2 項及び変更案第 29 条第 2 項）するものであります。
なお、変更案第 20 条（取締役の責任免除等）の新設については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能にするため現行定款第 31 条（剰余金の配当）を変更するとともに、条文の追加及び内容が重複する現行定款第 32 条（自己株式の取得）の削除を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 19 条 (条文省略) 2. (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 20 条 5 (条文省略) 第 27 条 (新 設)</p> <p>第 28 条 5 (条文省略) 第 30 条</p>	<p>(代表取締役、役付取締役及び最高経営責任者) 第 19 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>取締役会の決議をもって、代表取締 役中より最高経営責任者 (CEO) 1 名 を選定することができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除等) 第 20 条 <u>当社は、会社法426条第1項の規定 により、同法第423条第1項の取締役 (取締役であった者を含む。)の損 害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除するこ とができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規 定により、取締役(業務執行取締役 等であるものを除く。)との間に、 同法第423条第1項の損害賠償責任 を限定する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基づく賠 償責任の限度額は、法令が定める最 低責任限度額とする。</u></p> <p>第 21 条 5 (現行どおり) 第 28 条</p> <p>(監査役の責任免除等) 第 29 条 <u>当社は、会社法426条第1項の規定 により、同法第423条第1項の監査役 (監査役であった者を含む。)の損 害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除するこ とができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規 定により、監査役との間に、同法第 423条第1項の損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任 の限度額は、法令が定める最低責任 限度額とする。</u></p> <p>第 30 条 5 (現行どおり) 第 32 条</p>

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第 31 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第 33 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第 34 条 当社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第 32 条 取締役会の決議により市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p>第 33 条 (条文省略)</p>	<p>第 35 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

以上